

農業

技能実習生 安全衛生対策 マニュアル

農業関係職種

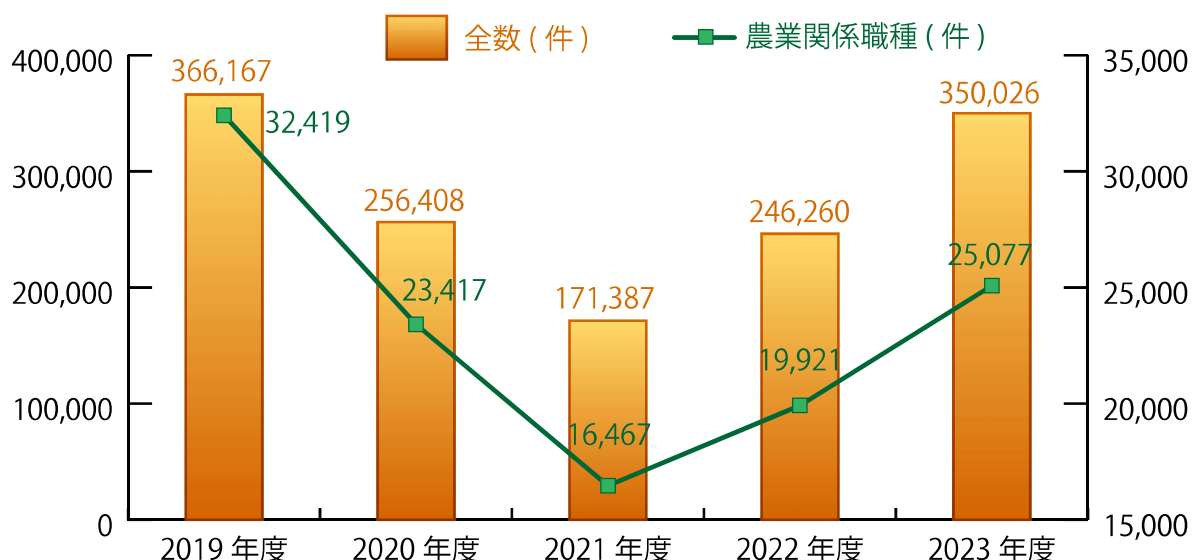


目 次

1	技能実習制度の概要	
1	はじめに	1
2	技能実習制度の仕組み	2
3	農業・林業関係職種	3
4	在留カード	4
2	安全衛生の基本	5
3	安全衛生活動の実践	13
4	農業機械の安全確保	17
5	農具・脚立・はしごの安全確保	25
6	畜舎内の安全衛生管理	27
7	農薬の安全な取扱	28
8	熱中症予防対策	29
9	腰痛予防対策	31
10	虫刺され予防対策	32
11	酸素欠乏症等予防対策	34
12	技能実習生とのコミュニケーションの重要性	36
13	健康診断の実施	37
14	労働災害事例	39

1 はじめに

技能実習計画認定件数の推移



(出典：外国人技能実習機構 業務統計)

技能実習制度における計画認定件数は、新型コロナウイルス感染症対策による入国制限措置等の影響を受け、2020年度及び2021年度はそれぞれ前年に比べて大幅に減少しましたが、入国制限が段階的に緩和された2022年度以降は増加しています。

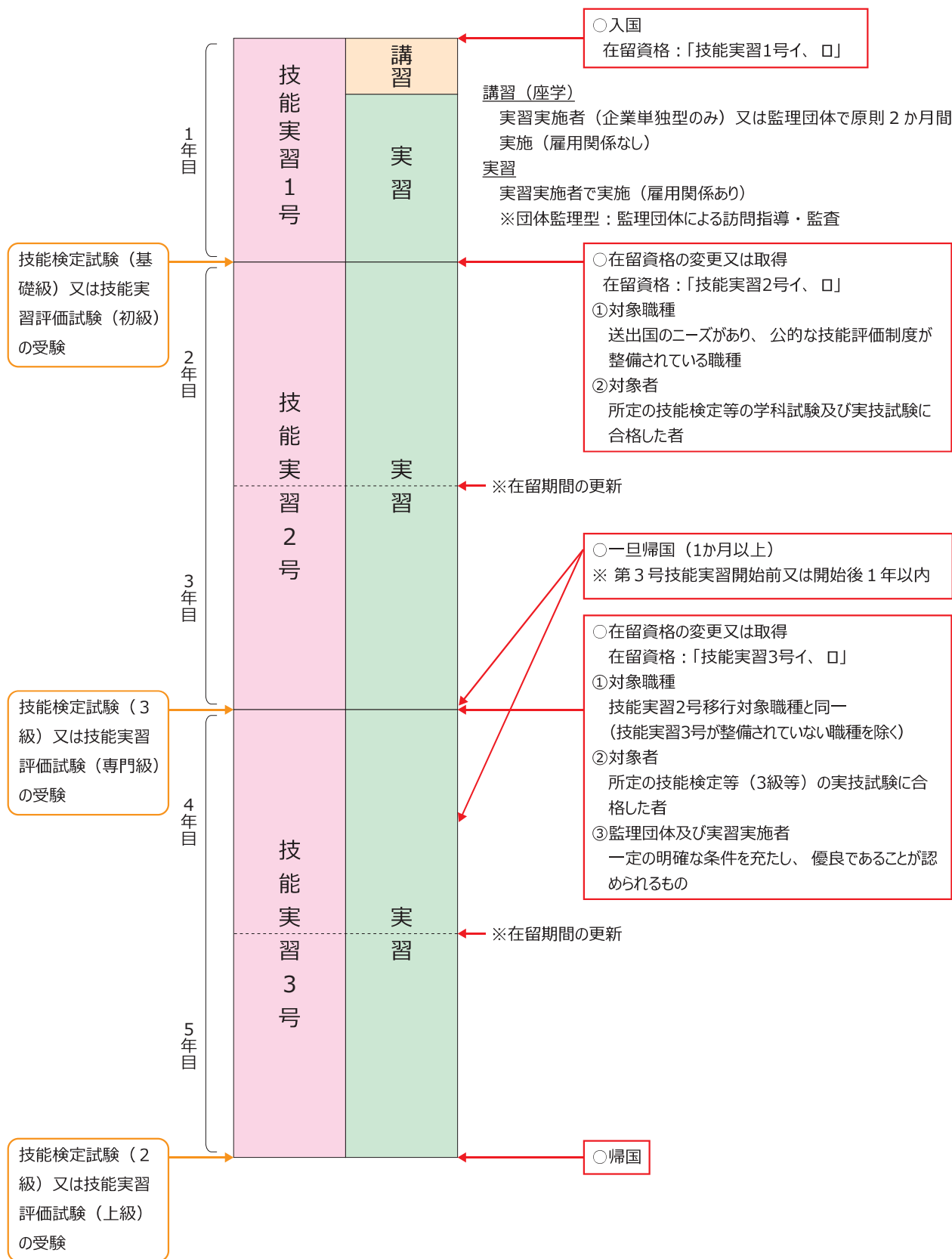
そのうち農業関係職種の計画認定数について見ると、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の2019年度の32,419件に対し、2023年度は25,077件にとどまり、過去の水準には回復していないところではありますが、計画認定件数に占める農業関係職種の割合は、2023年度においても7.2%と一定程度の割合を保っています。

また、農業関係職種で実習を行う実習実施者は、ほぼ全て団体監理型実習実施者であるところ、個人事業主である実習実施者によって技能実習が行われていることも多く、技能実習生に係る安全衛生対策が十分に行われているとは必ずしも言えない状況です。

そこで本書では、農業関係職種に特化した安全衛生対策の基本となる事項を多数取りまとめた上、実習実施者の皆さまから技能実習生へ指導する際に活用していただけるよう、9言語の翻訳版も併せて発行することとしました。

本書をご利用いただくことで、技能実習に関わる皆さまの安全衛生対策向上の一助となれば幸いです。

2 技能実習制度の仕組み



3 農業・林業関係職種

現在、技能実習制度では技能実習 2 号に移行できる移行対象職種・作業として91職種・167作業が定められており、そのうち、農業・林業関係は下記の3職種7作業となっています。

なお、職種・作業ごとに技能実習生に行わせる必要がある必須業務の基準が定められており、必須業務は各段階（1号～3号）の技能実習期間中において、50%以上行わせなければなりません。

農業・林業関係（3職種7作業・2024年9月30日時点）

職種名	作業名
耕種農業	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業	養豚
	養鶏
	酪農
林業	育林・素材生産作業

※ 林業職種は2024年9月30日から追加されました。

本書では、耕種農業及び畜産農業職種を「農業関係職種」と呼称します。

技能検定試験と技能実習評価試験

技能実習制度では、作業ごとに、技能実習生が修得した技能等を評価するため、技能検定試験又は技能実習評価試験が実施されています。1号→2号、2号→3号と技能実習を移行して実施するには、技能実習生が当該試験を受検し、合格する必要があります。このため、技能実習生が技能実習段階に応じた技能を修得できるよう、日常の技能実習において適切に技能実習生の指導を行うことが求められます。

技能実習制度に係る技能検定試験では、上位級から、2級、3級及び基礎級が設けられています。

試験の実施者は都道府県職業能力開発協会です。なお、受検申込は団体監理型実習実施者の場合、監理団体が、外国人技能実習機構の受検手続支援サイト（<https://www.juken.otit.go.jp/>）で申請することとなります。

※ 農業関係職種では、技能実習生は、一般社団法人全国農業会議所が実施する農業技能実習評価試験を受検する必要があります。受検級と受検資格は次のとおりです。

級の別	作業名	試験内容
初級	実務経験6か月以上の者	基本的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能及び知識
中級	実務経験12か月以上の者	基本的な業務を遂行するために必要な技能及び知識
専門級	実務経験24か月以上の者	初級の農業従事者が通常有すべき技能及び知識
上級	実務経験48か月以上の者	一般的な農業従事者が通常有すべき技能及び知識

ポイント

技能検定試験又は技能実習評価試験の受検に係る費用は「技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針（平成29年法務省・厚生労働省告示第1号）」に基づき、実習実施者又は監理団体が負担する必要があります。

4 在留カード

中長期在留者である技能実習生は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第23条により、原則として在留カードの常時携帯が義務付けられています。

また、技能実習法第48条により、監理団体や実習実施者による在留カードの保管は禁止されています。

※在留資格変更等の法令上の手続きのために、監理団体等の職員が在留カードを一時的に預かることは認められますが、預かり期間は必要最小限としてください。なお、在留カードの授受記録を明確にするため、預かり証を発行するなどの対応も検討してください。

住居地

変更があった場合には、裏面に記載されます。

就労制限の有無

技能実習以外の就労活動はできません。

在留期間（満了日）

日本に在留することができる期間を表しています。

有効期間

在留カードには有効期間があります。

資格外活動許可欄

技能実習生は、資格外活動許可を受けることはできません。

▶在留カードの詳しい見方については出入国在留管理庁ウェブサイト「在留カードはどういうカード？」をご覧ください。
https://www.moj.go.jp/isa/applications/faq/newimmiciact_4_point.html#anchor-point 1

ポイント ①

在留カード等の有効性を確認できます

出入国在留管理庁のWEBサイト「在留カード等番号失効情報照会」では、在留カード等の番号などの必要事項を入力すると、入力されたカード番号が失効していないかを確認することができます。
<https://lapse-immi.moj.go.jp/ZEC/appl/e0/ZEC2/pages/FZECST011.aspx>

ポイント ②

有効期間が券面表示と異なる場合があります

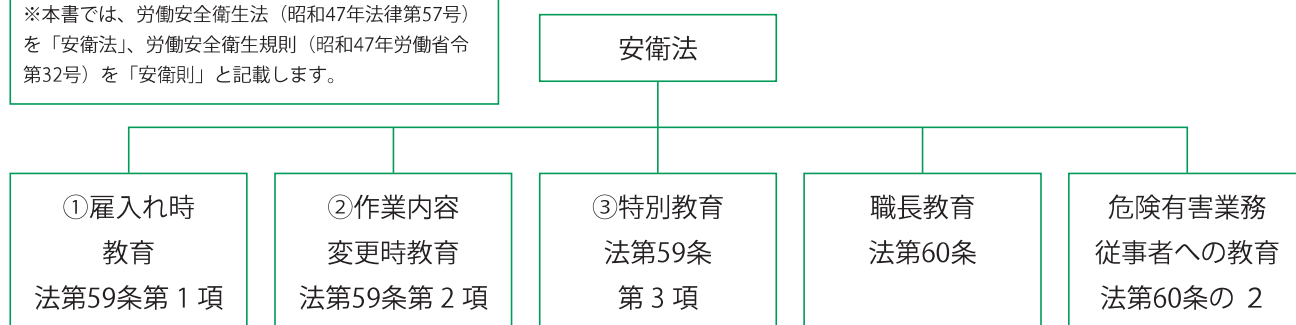
一般的には券面に表示された有効期間が在留カードの有効期間となりますが、表面の在留期間の満了日まで、在留資格変更許可申請または在留期間更新許可申請をした場合は、その旨が在留カードの裏面に記載され、当該申請に対する処分がなされない限り、表面の在留期間の満了日から2か月を経過する日まで有効となります。

ご注意ください

実習実施者において、他の実習実施者（企業・個人）に雇用される技能実習生にアルバイトをさせたり、就労に必要な在留資格や資格外活動許可のない外国人を雇用したりした場合、不法就労助長の罪（入管法第73条の2）に問われる可能性があります。外国人の在留資格について確認が必要な場合は、最寄りの地方出入国在留管理局へお問い合わせください。



※本書では、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）を「安衛法」、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）を「安衛則」と記載します。



技能実習生に対する安全衛生教育

安全衛生教育では、技能実習生の理解を深めるため、緊急時の対応や異常な事態を知らせる簡単な日本語を教えたり、分かりやすいイラストや動画を使用したりしましょう。



雇入れ時、作業内容変更時の安全衛生教育（安衛法第59条第1項、第2項）

技能実習生（労働者）を新たに雇い入れたとき、その作業内容を変更したときには、次の事項について、遅滞なく安全衛生教育を実施してください。

- ① 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法に関すること
- ② 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱方法に関すること
- ③ 作業手順に関すること
- ④ 作業開始時の点検に関すること
- ⑤ 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること
- ⑥ 整理、整頓及び清潔の保持に関すること
- ⑦ 事故時等における応急措置及び退避に関すること
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

特別教育（安衛法第59条第3項（安衛則第36条））

技能実習生（労働者）を一定の危険・有害な業務に就かせるときは、その業務に関する安全または衛生に関する特別の教育を実施する必要があります。特別教育は各都道府県にある登録講習機関で行われています。

なお、自社に十分な専門知識と業務経験を持つ者がいる場合、その者を講師として自社で実施することも可能です。

ここでは特別教育が必要な業務のうち、主に農業に関連があるものを記載します。

詳しく知りたい方は厚生労働省ウェブサイト「労働安全衛生関係の免許・資格・技能講習・特別教育など」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/anzeneisei10/qualificaton_education.html)をご覧ください。

【チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務】



【最大荷重 1 トン未満のフォークリフトの運転の業務】

【最大荷重が 1 トン未満のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務】

【最大積載量が 1 トン未満の不整地運搬車の運転の業務】

【車両系建設機械（整地等）運転】



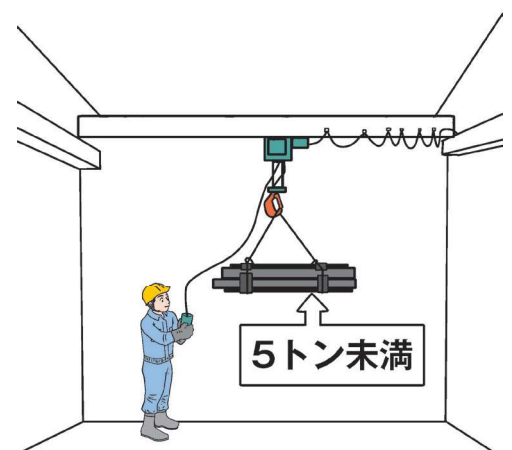
ブルドーザー、ドラグ・ショベル、パワー・ショベル、スクレープ・ドーザー、ホイールローダーなど機体重量 3 トン未満※の小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転の業務

※機体重量 3 トン以上は技能講習を修了しなければ運転できません。

【つり上げ荷重が 5 トン未満のクレーンの運転の業務】

【つり上げ荷重が 1 トン未満の移動式クレーンの運転の業務】

【つり上げ荷重が 1 トン未満のクレーン、移動式クレーンの玉掛けの業務】



【足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務】

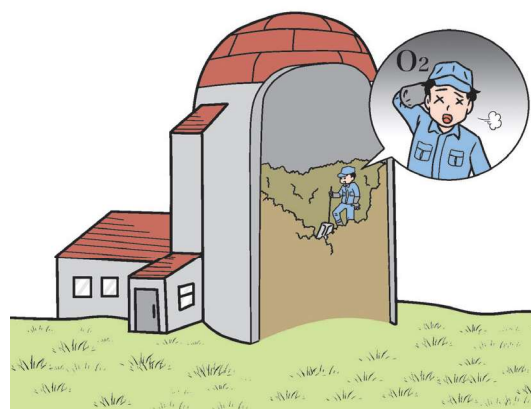
※うま足場やローリングタワーも「足場」に含まれます。

高さや足場の種類が限定されていないので、図のような別々の作業床と支持物を一つに組み立てるものは原則、特別教育の対象です。



【酸素欠乏危険場所における作業に係る業務】

酸素濃度の低下等の可能性があるサイロ等での作業



【刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育※】

刈払機を使用する作業に従事する者

※厚生労働省通達「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について（平成12年2月16日付け基発第66号）」に基づく安全衛生教育（特別教育に準じた教育）です。



就業制限がある業務（安衛法第61条）

就業制限業務（特に危険・有害な業務として安衛法で定められているもの）に技能実習生を従事させる場合には、技能講習の修了等が必要です。

ここでは技能講習の修了等が必要な業務のうち、主に農業に関連があるものを記載します。

【フォークリフト運転】

最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転の業務



【車両系建設機械（整地等）運転】

ブルドーザー、ドラグ・ショベル、パワー・ショベル、スクレープ・ドーザー、ホイールローダーなど機体重量3トン以上の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転の業務

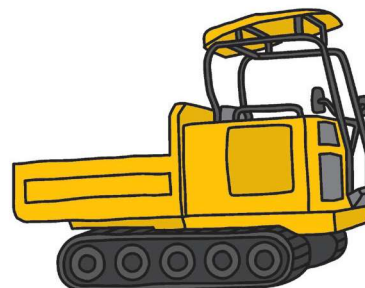
【ショベルローダー等運転】

最大荷重が1トン以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務



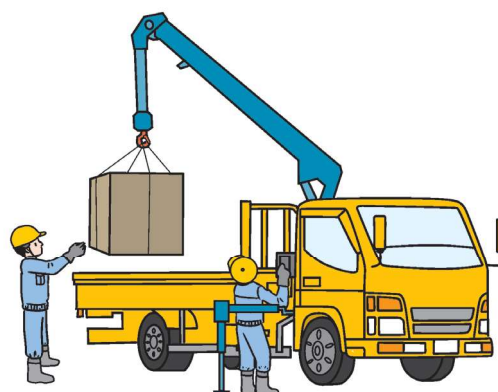
【不整地運搬車運転】

最大積載量が1トン以上の不整地運搬車の運転の業務



【小型移動式クレーン運転】

つり上げ荷重1トン以上5トン未満の移動式クレーン



作業主任者が必要な業務（安衛法第14条）

次の作業では、作業主任者を選任しなければならず、作業主任者として就業するためには、免許又は技能講習の修了が必要です。

※作業主任者は、安衛法第14条により、労働災害を防止するための管理を必要とする一定の作業について、その作業の区分に応じて選任が義務付けられているものです。

ここでも主に農業関係職種に関連する内容を記載します。

【はい作業主任者】

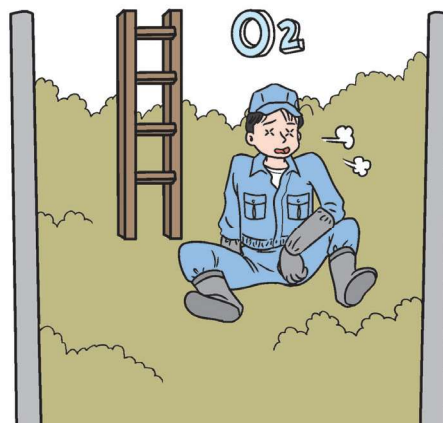
高さが2 m以上の「はい※」を積み上げたり（はい付け）、積み降ろしたり（はいくずし）する作業（荷役機械のみで行われる作業を除く）。

※はいとは、倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷物のことです。袋や箱、俵などで梱包された状態の荷物を指し、木材も「はい」に該当します。

【酸素欠乏作業主任者】

酸素濃度の低下等の可能性があるサイロ等での作業においては、酸素欠乏危険作業主任者を選任しなければなりません。

この作業主任者として就業するためには、酸素欠乏危険作業主任者技能講習又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習の修了が必要です。

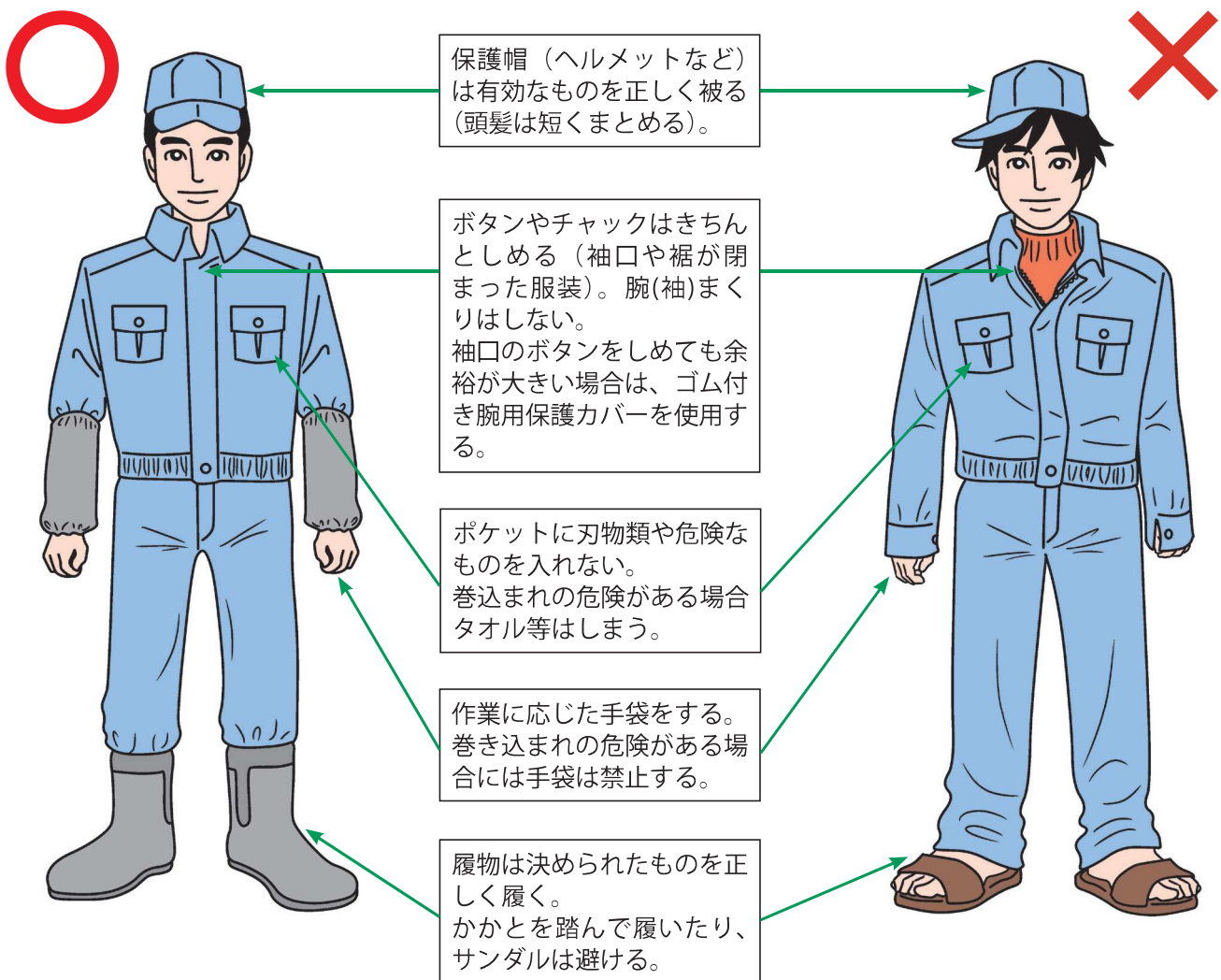


作業服・保護帽の着用

農作業事故から身を守るためには、きちんとした身支度が安全への第一歩です。

面倒かもしれませんが、結果的には能率の良い作業につながりますので、技能実習生の行う作業内容に応じて、適正な服装、保護具等を使い分けましょう。

※ 野菜の葉などでけがをしたり、虫に刺されない ようにするために半袖、半ズボンはやめましょう。



【ヘルメット】

高所作業、飛散物、落下物等の危険性がある作業、道路走行の際に着用します。
あごヒモをしっかりしめます。



【手袋】

刃物、鋭い突起物等に手で触れる作業の際には、
保護手袋を用います。



【保護めがね（ゴーグル）】

農薬の希釈作業や散布作業時や、切削屑等の飛来、溶接作業における強烈な光線
などから目を守るため、保護めがねを着用します。



【墜落制止用器具（いわゆる安全帯）】

高所の作業では、墜落を防止するために使用します。
(図はフルハーネス型)



【耳栓】

騒音が生じる作業の時に使用します。
耳栓やイヤーマフ（みみおお耳覆い）があります。



【安全靴】

重量物の落下、飛散物、釘等の踏み抜きのおそれがある作業の際、
つま先保護や、滑り止め機能を備えた靴をはきます。



【防じんマスク・防毒マスク】

粉じんが舞っている作業場所では「防じんマスク」を、酸欠場所では「送気マスク」を使用します。また、農薬散布作業では防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用します。



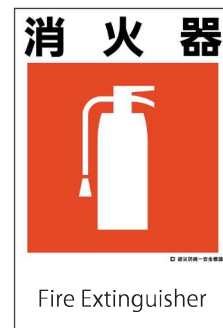
安全標識

安全標識は、危険な作業や場所等に関する警告又は注意や、安全に作業を行うための遵守事項などを、文字や記号によって視覚的に端的に知らせる役割を持っており、労働災害を防止する手段の一つです。

安全標識は、誰が見ても分かりやすい内容とするよう、国際標準化機構の国際規格ISO 7010:2019（図記号－安全色及び安全標識－登録安全標識）や、日本産業規格JIS Z 8210：2017（案内用図記号）に基づいて作成することを推奨します。

なお、以下に建設業労働災害防止協会（建災防）が制定した「建災防統一安全標識」の一部をご紹介します。

この安全標識はどなたでも無料で利用できますので、マーク下部の空白部分に技能実習生に応じた外国語（下記の例では英語を表記）を表記して活用してください。詳しい利用方法は建災防ウェブサイト中の「建災防統一安全標識のご案内」ページをご覧ください。https://www.kensaibou.or.jp/safety_sign/index.html



5 Sの実践

5 Sとは、「整理」(Seiri)、「整頓」(Seiton)、「清掃」(Seisou)、「清潔」(Seiketsu)、「躰」(Shitsuke)の頭文字からできた造語です。日頃から、「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」、「躰」の全てに取り組むことが、労働災害防止には重要です。

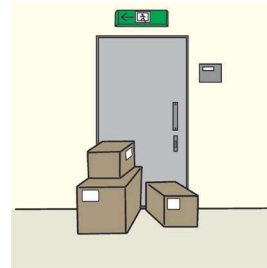
	解説	事例	事例の対応策
【整理】 	「整理」とは、要る物と要らない物に分け、要らない物を処分することです。	要らない物が作業通路に置かれていると、つまづいて転倒するばかりでなく、作業効率も悪くなります。	手順を決めて要らない物を整理するようにしましょう。
【整頓】 	「整頓」とは、仕事に必要な道具などを必要な時に使えるようにするため、道具の置き方、置き場所を考え配置することです。	整頓されていないと、必要な道具が見つからず、見つかるためにも時間がかかります。	仕事が終わった時は、散らかった物がないように後始末をしましょう。
【清掃】 	「清掃」とは、機械設備、倉庫、作業場所などのごみ、衣服などの汚れを掃除して取り除くことです。	汚れやごみが放置されたままでは、予期せぬつまづき、転倒などの災害を発生する恐れがあります。	1日1回、作業の終了時など、定期的に清掃するようにしましょう。
【清潔】 	「清潔」とは、整理・整頓・清掃した状態を保ち、作業者の身体、服装、身の回りを汚れも無い状態にすることです。	野菜等の食品を扱う場合に、保管のかご等の洗浄頻度が不足すると衛生上の問題が生じます。	清潔な状態を保てるよう、管理者主導で取り組みを検討・実施しましょう。
【躰】 	「躰」とは、整理・整頓・清掃・清潔を徹底するためにルールを作り、習慣づけることです。	定期的な教育・指導を行わないと、せっかく定めたルールも徹底されない恐れがあります。	策定したルールを全員が遵守することを習慣化しましょう。

5Sは安全の第一歩

【保管のポイント】

① 保管してはならない場所

- ・ 通路、出入口、非常口及び階段などには物を置かないこと。

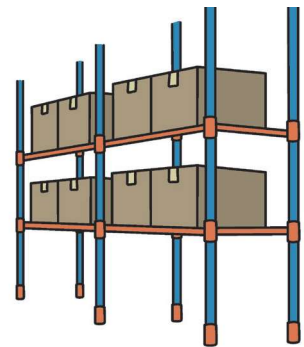


- ・ 機械の周りや、配電盤、消火栓、消火器等の前に物を置かないこと。



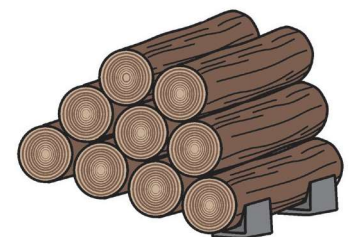
② 保管場所の確保及び保管方法の確立

- ・ 農業機械や農機具などを保管するため必要なスペースを確保し、定められた場所（位置）に保管方法を決めて置かせる。十分な明るさと換気の確保にも留意すること。
- ・ 決められた置き場、置き方、積み方を守ること。

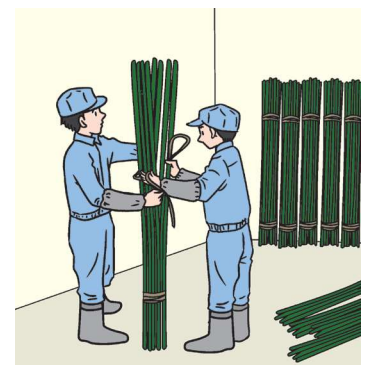


③ 形状に応じた保管の実施

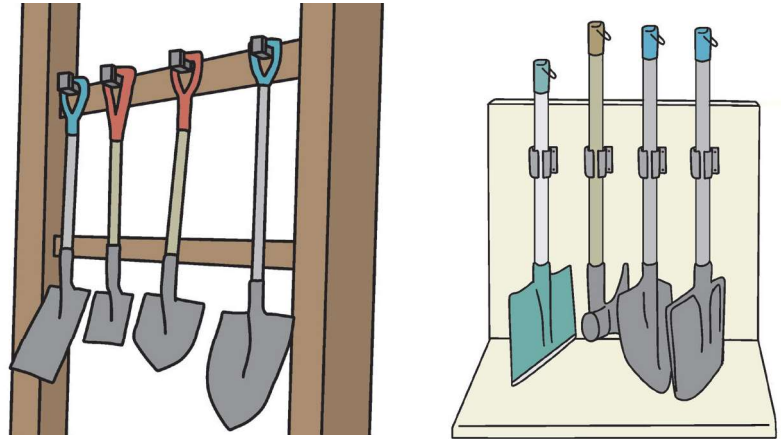
- ・ 長い物は、立てかけずに横にして置き、丸くて転がりやすい物は、くさびなどで歯止めをしておくこと。



- ・ 長い物を立てかける時は、ひも等で束ね、倒れないように壁等に固定すること。

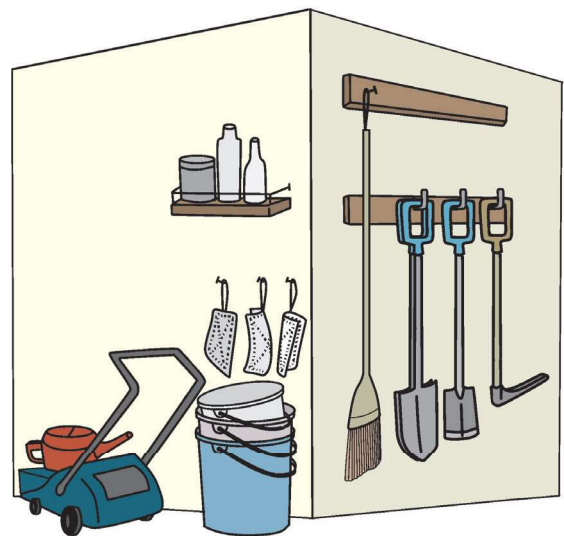


- ・スコップなどは、壁に吊るか、固定して置くこと。



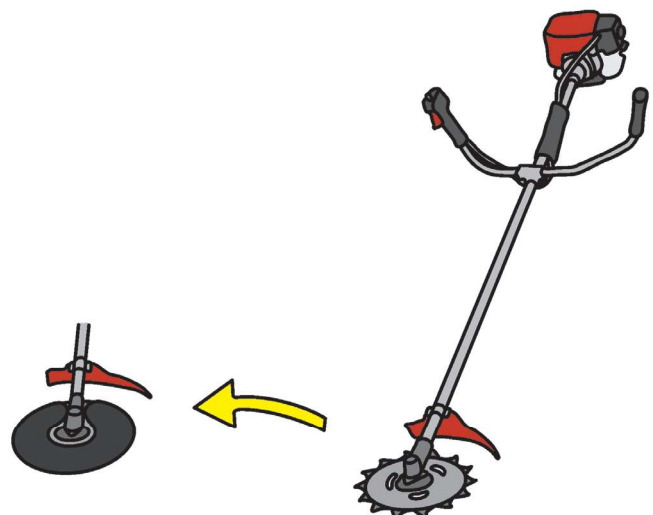
④ 頻度に応じた保管

- ・使う頻度を考え、よく使うものは、すぐ取り出せるように置くこと。



⑤ 刃物類の保管方法

- ・保管する場合には、刃部に覆いを設けること。



危険予知活動（KY活動）、ツールボックスミーティング（TBM）

【KY活動】

危険予知（K：キケン、Y：ヨチ）活動は、作業現場や作業に潜む危険と、それにより発生する労働災害について労働者同士で話し合い、労働者自身が特定の危険に対する意識を高めて作業することで労働災害を防止しようとする活動で「KYK」とも呼ばれます。

【TBM】

日々の作業を行う前には、その日に何を行うのか、どんな危険があるのかを把握し、作業の指示を徹底しましょう。作業前に行う「作業内容」と「危険に関する情報の共有化」の話し合いがツールボックスミーティング（TBM）です。

事故は、「不安全な状態」と「不安全な行動」の2つの条件が重なることにより発生するので、作業方法や不注意など、人が危険な行いをする人的要因の「不安全な行動」をなくしましょう。

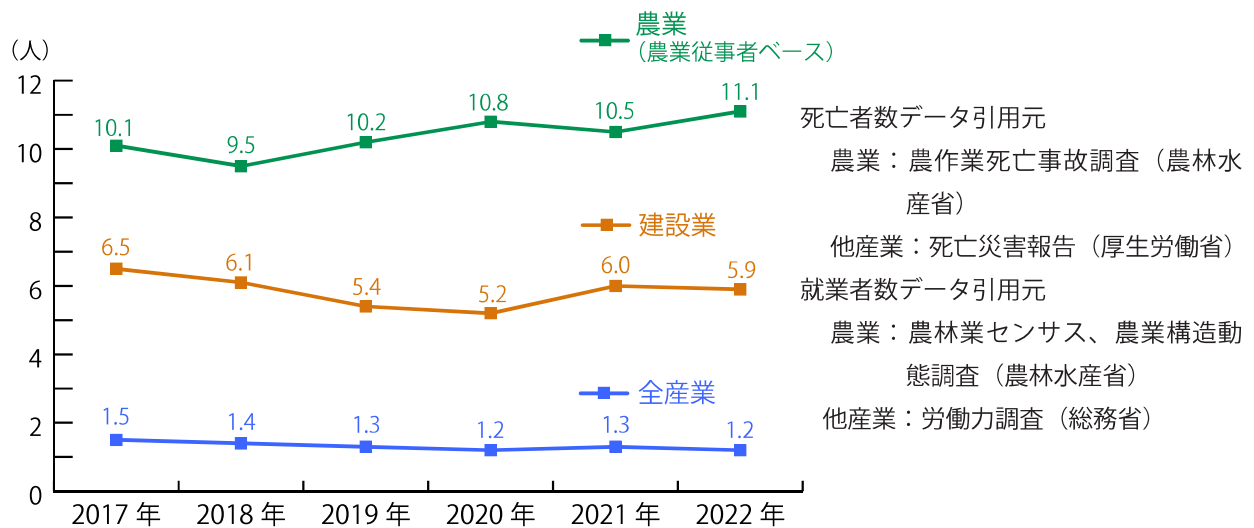


農作業での事故の発生状況

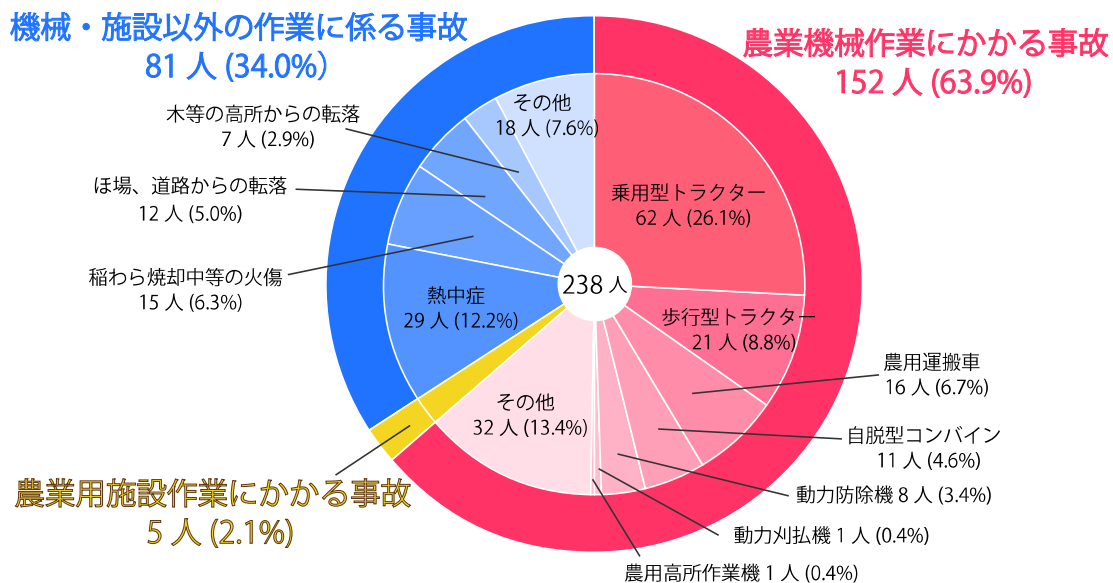
農林水産省の公表資料によると、農作業での事故で死亡した数（2022年中の就業者10万人当たりの死亡事故者数）の割合は、下記グラフ 1 のとおり、全産業平均の9倍以上となっています。

さらに要因別の死亡事故の内訳（全数で238人）では、下記グラフ 2 のとおり、乗用型トラクター（62人）、歩行型トラクター（21人）、農用運搬車（16人）で全体の41.6%を占め、それらに刈払機等の農業に係る機械を含めると63.9%となっています。

グラフ 1：就業者10万人当たりの死亡事故者数の推移



グラフ 2：要因別の死亡事故発生状況（2022年）

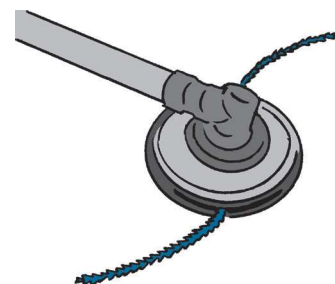


出典：2024年2月22日付け農林水産省農産局公表資料
<https://www.maff.go.jp/j/press/nousan/sizai/240222.html>

技能実習特有の対策

- ① 技能実習では技能実習計画に沿って技能実習生が機械・設備に関する知識を修得できるようにするため、実習実施者は技能実習生の技量を把握した上で、技能実習生ごとに、どの機械・設備で作業させる・させないなどを明確に定め、本人及び周囲に周知徹底してください。

また、技能実習生が安全に作業できるよう、技能実習責任者や技能実習指導員が適切に指導する必要がありますが、例えば、草刈り作業の場合、作業に慣れないうちは、危険性が低いナイロンコード刃の刈払機のみを使用させるという方法もあります。



ナイロンコード刃

- ② 技能実習を行う上で、技能実習生に農業用の機械を操作させる場合には、必要な資格を取得させる必要があります。

例えば、トラクター、コンバイン、フォークリフト等の農業機械の公道走行には、当然ながら道路交通法上の運転免許（小型特殊免許、大型特殊免許）が必要です。また、フォークリフトは、ほ場、倉庫等の私有地内で走行・操作する場合にも、安衛法に基づく技能講習又は特別教育を修了しなければなりません。

なお、トラクター等を私有地内のみで操作する場合も安全に関する講習を受けるようにしてください。どこでどのような講習が行われているかは、最寄りの農業大学校、都道府県の普及指導センター、農業協同組合（JA）、農機具販売店などで把握できます。

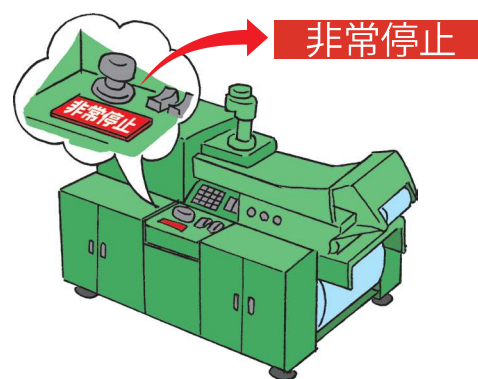
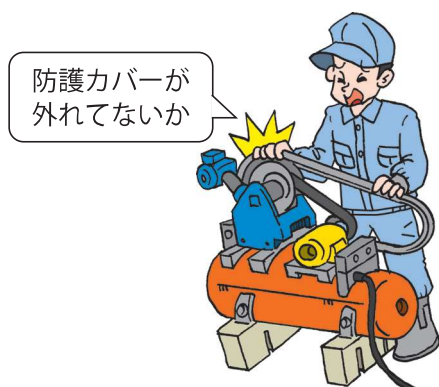
農産物機械・装置の安全確保

技能実習生の事故は、農産物の調製・選別・箱詰め等に用いる設備的な機械・装置（以下「農産物機械・装置」という。）によるものが多くなっています。

これらの安全対策は、次のとおりです。

- ① 設備本体の安全確保

作業前に、チェーン、ギヤ等の可動部分の防護カバー、非常停止ボタン等の安全装置に異常がないか点検します。



② 点検・清掃

農産物機械・装置が順調に作動しないことが結果として事故につながることもあるので、機械・装置の清掃、注油、消耗品交換等をきちんと行います。

また、機械・装置の周辺の床にある電気コード、小物類等がつかずきの原因となるので、常に片付け、清掃を行います。

③ 非定常作業時の安全確保

技能実習生の事故事例を見ると、機械の詰まり除去や、清掃中に手を巻き込まれる事例が多くなっていますが、このように事故は、農産物機械・装置のトラブル時など非定常作業時に発生しやすくなっています。

機械等の可動部や回転部に手を近づける場合には、機械・装置のスイッチはもちろんのこと、電源装置のスイッチを遮断するか、電源コードを抜くなど絶対に動き出さないことを確保しましょう。また、周囲の者がスイッチに触れることのないよう「不具合への対応中」である旨、声に出して知らせたり、「点検中」である旨の標識により表示します。



整理整頓が大切、特に床は注意



刈払機の安全確保

農業における死亡事故の原因として最も多いのはトラクターに関連するものですが、けがまで含めると刈払機によるものが少なくありません。刈払機の安全対策は以下のとおりです。

① 安全衛生教育

刈払機を使用させるためには、安全のための教育を受講させる必要があります。

これは厚生労働省通達「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について」（平成12年2月16日付け基発第66号）で定められており、安全衛生教育カリキュラムが示されています。

② 刈払機の選定

刈払機は、農作業の用途に合った形状、出力などのものを使用します。

刈払機の安全性の判断基準としては、安全性検査合格証が貼られているものを使用するようにしてください。また、できる限り、手を離すと自動的に回転がアイドリングまで落ちる機種を選定してください。

＜安全性検査合格証の例＞



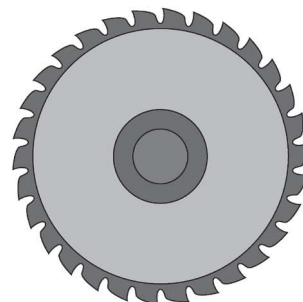
（注）NAROは国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構の略称です。農作業事故が絶えない状況から、農業機械の形式検査や安全鑑定の旧制度が廃止され、2018年度から新たな安全検査制度（任意制度）が発足しています。詳しくはNAROのウェブサイトをご覧ください。

<https://www.naro.go.jp/laboratory/iam/contents/test/index.html>

③ 点検・整備・調整

刈刃は、汎用性が高いことからチップソーというタイプが主流となっていますが、刃先のチップが外れて飛ぶことがありますので、損傷・変形がないか確認しましょう。

塀や立木などの近くでは、チップソーではなく、刃がこれらに当たっても、危険性が低いナイロンコード刃を使用します。



チップソー

草が絡まりやすいなどの理由で、刈刃の近くにある飛散物防護カバーを外したり、ずらしたりすることは、不適正な使用となります。

肩掛式の刈払機では、体格に合わせてバンドの長さ等を調整します。

なお、使用後には必ず清掃・刃の点検などを行いましょう。



防護カバーを
外しちゃだめだよ！

④ 服装・防護具

眼球を保護するため、保護めがねか、フェイスシールドを着用します。

また、長袖、長ズボン、ヘルメット、安全靴、革製などの頑丈な手袋を着用します。

特に危険な場所では、すね当ても使用します。

⑤ 作業準備

作業開始前に、エンジン停止スイッチや緊急離脱装置の使用方法等を確認します。

作業中は騒音も大きく、また、作業者へ近寄ることができないので、合図の方法（両手を振ったらエンジンを停止等の合図）を決めます。

刈払機を使用する場所に落ちていた石、木の枝、針金、空き缶等は作業前に取り除きます。



飛びそうな空き缶、木の枝等は作業前に除去

⑥ 作業中

事前に決めた作業手順・担当場所等を守ります。

刈払機の回転刃が障害物に当たって本体が大きく振られるキックバックに注意します。

斜面の作業は特に危険であり、小段（帯状の足場）を設ける、上段と下段で同時に作業するときは作業者の配置を前後にずらす等します。なお、平面であっても複数名で作業する時はお互い15m以上離れるようにしましょう。



耕うん機の安全確保

① 耕うん機の設定

耕うん機も、安全性検査合格証が貼られているものを選ぶようにしましょう。

② 点検・整備

取扱説明書に基づいて、定期的及び作業開始前に、オイル量、ベルトのゆるみ・損傷、爪のゆるみ・損傷、安全カバー、クラッチ・ブレーキの効き等を点検します。

取扱説明書を紛失した場合、メーカーウェブサイトや販売店等で入手しましょう。



取扱説明書に基づき点検整備
(どの機種でも)

③ 作業準備

作業開始前に、エンジン停止スイッチの他、次のような安全装置の使用方法等を確認します（ただし、機種によって装備の有無が異なります）。

○挟圧防止装置（緊急クラッチ操作レバー）

後退時に、体が障害物と耕うん機にはさまれると、主クラッチが切れるような仕組みの装置

○デッドマン・クラッチ

クラッチレバーをはなすと動力伝達が切れる構造のクラッチ（一般的なクラッチは、レバーをにぎると動力伝達が切れます）

○駐車ブレーキ

斜面などで本体が動き出さないためのブレーキ

④ 作業中

死亡事故で最も多いのは、後退時に背後の壁や立木と機械の間に人が挟まれてしまうことです。

○後退時にはエンジンは低回転、

クラッチをすぐに切る体勢とすること

○狭いところではそもそも後退しないこと



バックによる挟まれ事故（樹木）

回転部分への巻き込まれも多く発生しています。

○ロータリーにからんだわらなどを取り除く際は、

必ずエンジンを切ること

○後退・旋回・移動時はロータリーのクラッチを切ること

○OVベルトのカバーは必ず装着すること



わら除去時にはエンジンを切る

また、機械の転落・転倒に人が巻き込まれることもあります。

○旋回は十分なスペースをとり低速で行うこと

○ほ場出入り・畦畔越えは直角に、必要に応じあゆみ板を用いること

○道路上では草の生えた路肩などには近づかないこと



転倒事故(畦畔越え時)

乗用型農業機械（トラクター・農用運搬車）の安全確保

① 乗用型トラクターの選定

国内で販売中の乗用型トラクターのほとんどは、安全性検査に合格した機種ですが、それでも毎年相当数の死亡事故が発生しています。

相当古い機種の場合、安全キャブ（座席を囲む屋根やガラス窓）や安全フレーム（座席後ろの鉄製構造物）が付いていないものがあり危険ですので、使用しないことをお勧めします。

② 点検・整備

機種毎の取扱説明書に従って、次の事項について、定期点検や始業前点検を行う必要があります。

○タイヤの空気圧・損傷・ゆるみ、オイル量・冷却水量、ファンベルトのゆるみ、ブレーキの左右連結・きき、カバー類・PTO軸カバー、計器類、灯火類、ミラー、エンジン音等

③ 作業準備

作業開始前に、以下のことを確認することが必要です。

○当日作業における運転者以外の者との役割分担（特に、運転者以外の者が作業中のトラクターの近傍にいるか）

○当日の運行・作業場所の地形等（見通しの悪いところ、斜面、畦畔、水路等の危険箇所）

○夜間用に大きな反射器をつける

○万一の連絡用に携帯電話携帯

○ヘルメットの着用・シートベルトの装着等

④ 作業中

作業中は以下の事項に注意し、安全な運転を心がけてください。

- ヘルメットを着用し、シートベルトを用いること
- 旋回は低速でスペースをとって行うこと
- ほ場の出入り・畦畔越えは低速で直角に、必要に応じあゆみ板を用いること
- 道路上では必ず左右のブレーキを連結すること
- 道路上では草の生えた路肩などに近づかないこと



高速急旋回は厳禁



ほ場の出入りは低角度で



崩れやすい路肩に注意

- ロータリーに絡んだ異物などを取り除く際は、必ずエンジンを切ること
- 補助席がない乗用型トラクターの2人乗りや農用運搬車の荷台への同乗も禁止



同乗禁止

◆公道での事故もみられますので以下に注意してください。

- 公道を走行する場合は、運転免許が必要であること
- 自動車との大きな速度差を意識し、特に右折時に注意すること
- 交通量の多いところは避けること

農具・脚立・はしごの安全確保

① 農具（くわ、スコップ、フォーク、包丁、カマ、ハサミ等）

- ・農具を使用しない時、農具の刃部にカバーすること。
- ・農具の保管は、目につきやすく、定まった場所とすること。
- ・柄から刃物が落ちないように、ガタつきを点検すること。
- ・農具の使用後、汚れや付着物を取り払って清掃し、次の使用に備えること。
- ・農具の使用時、周囲の人に接触しないように、作業位置に注意すること。



くわを足に近づけない

② 脚立・はしご

- ・安定する場所で使用すること。
- ・安定して設置するため、設置場所の広さ、地面の固さ、斜度を確認すること。

※果樹園などでは、地面が柔らかく、平らでない場合もあるので、確実に脚立を設置できる場所を確保できない場合には、敷材・敷板を用いること。

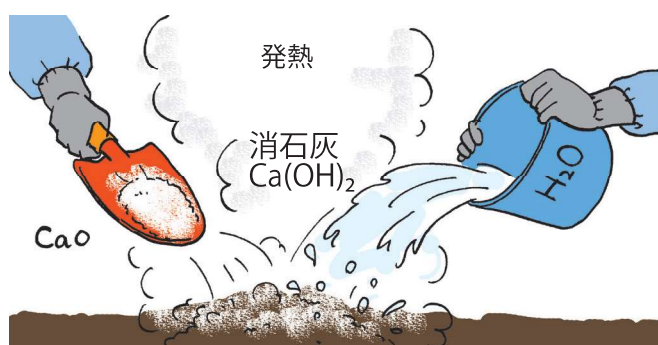
設置場所が不安定な場合は、別の作業者に支えてもらうこと。



③ 肥料

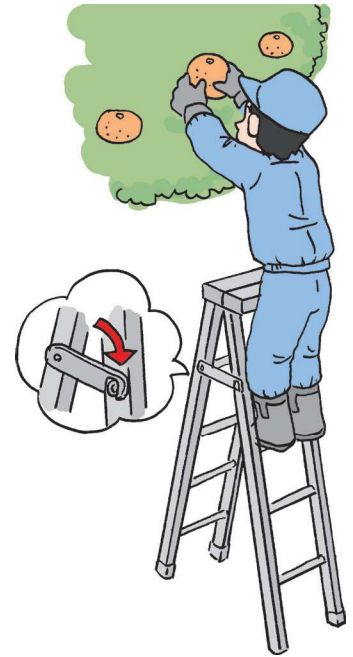
- ・肥料は、地下水が汚染しないように保管すること。
- ・生石灰に水を加えた際の発熱に注意すること。

※生石灰【 CaO 酸化カルシウム】は、水と反応して、消石灰【 Ca(OH)_2 水酸化カルシウム】となるが、この際、大きな熱を出すため温度が上昇する。



④ 開脚防止チェーンを掛けること。

- 作業前、開脚防止チェーンを掛けたか確認すること。
- はしごを使用する場合には、はしごが滑らないよう上端や下端を固定すること。



⑤ 脚立設置時に、最下段に乗って安定性を確認すること。

- 最初に最下段に乗り、ぐらつきがないか安定性を確認すること。
※確認する時には、最下段より上には昇らない。
- 脚立に昇る前には、周囲に危険な物がないことも確認すること。

⑥ 天板には乗らないこと。

- 天板に乗っての作業や身を乗り出しながらの作業は、不安定な姿勢となって、墜落や脚立の転倒の危険があるので行わないこと。



⑦ 昇降時に重いものを持たないこと。

- 人と物が使用できる最大荷重の範囲で作業し、昇降時には、果物が入った箱などの重いものを持たないこと。



① 清掃作業

- 畜舎の通路、飼料倉庫、飼槽、水槽、ウォーターカップ等については、常に清掃する。
- 長靴や作業服などは、清潔に保持する。



② 消毒作業

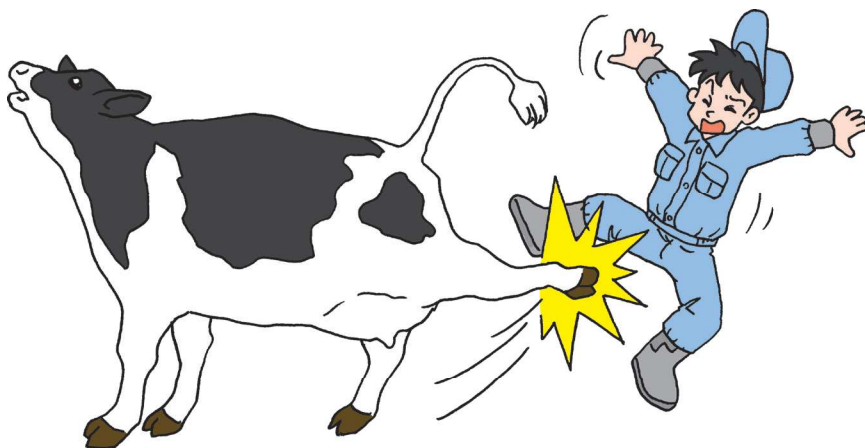
- 畜舎等に入る時は、踏み込み消毒槽で長靴を消毒する。
- 農場に出入りする車に対して、消毒用噴霧器、車両用の消毒槽等により、タイヤの消毒を行う。
- 畜舎の周りに消石灰を散布して、病原菌の侵入を防ぐ。

③ 飼育動物の環境整備

- 畜舎は、冬は隙間風を防ぎ、夏は扇風機・換気扇で空気の対流の促進により、畜舎内の温度を適切に保つ。
- 畜舎の床は、乾燥させて清潔にしておく。
- ウォーターカップ等を常に清掃し、新鮮な飲水ができるようにしておく。

④ 畜舎では、飼育動物を大切に扱う

- 飼育動物が安静に休むことができるよう、飼育動物にストレスを与えないようにする。
- 飼育動物は想定外の動きをするので、作業等は常に集中すること。



農薬の安全な取扱

① 農薬の保管・運搬

- ・農薬の使用については、使用時の希釈や散布のほか、使用前の農薬の保管や運搬にも十分注意を払って行う。

※畜産農業では、消毒薬も農薬と同様に取扱う。

② 適切な服装・保護具の着用

- ・作業者の皮膚に農薬がかからないようにするため、所定の防除用作業服、マスク、手袋、保護めがねを着用する。

※所定のマスク代わりに、手ぬぐい等を使用しない。



①手袋 ○服の袖の 内側に入れる



×服の袖の外側に 手袋を被せる



②長靴 ○ズボンの裾を 長靴に被せる



×ズボンの裾を 長靴の中に入れる



③ 農薬の説明書（ラベル）の確認

- ・農薬の説明書に記載されている使用基準（使用方法、使用上の注意等）を遵守する。

例えば、農薬の希釈倍数等の使用方法について、OJTで作業方法を見せて理解させる。



マークの種類	絵表示マークと注意事項【例】	
かぶれる人使用禁止 (カブレ注意)		かぶれやすい人は作業しない。 施用した作物などに触れない。
ハチ巣箱への散布禁止 (ミツバチ注意)		ミツバチの巣箱及びその周辺に 飛散するおそれがある場合には 使用しない。
施設内使用禁止		ハウス内や噴霧のこもりやすい 場所では使わない。

出典：クロップライフジャパン（農薬工業会）ウェブサイト「教えて！農薬Q&A
～農薬は安全？～（農家への安全対策、使用状況の把握などについて）」
https://www.jcpa.or.jp/qa/a_5_18.html

熱中症とは、高温多湿な環境の下、体内の水分及び塩分（ナトリウム等）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして、発症する障害の総称で、日本救急医学会熱中症診療ガイドライン2024では、重症度の程度によりⅠ度～Ⅳ度に分類されています。

分類	症状	治療	重症度
Ⅰ度	めまい、失神（立ちくらみ）、生あくび、大量の発汗、筋肉痛、筋肉の硬直（こむら返り）	現場でも対応可能。 クーラーや日陰の涼しい部屋で休憩（Passive Cooling）し、水分と電解質の経口補給を行う。 不十分な場合はActive Cooling（何らかの方法で、熱中症患者の身体を冷却する）を行う。	小 ↓ 大
Ⅱ度	頭痛、嘔吐、倦怠感、虚脱感、集中力や判断力の低下	医療機関での診察が必要。 冷蔵庫に保管していた輸液製剤を投与（点滴）することや、クーラーや日陰の涼しい部屋で休憩することで不十分な場合は、水分と電解質の経口補給やActive Coolingを行う。	
Ⅲ度	下記 3 つのうちいずれか ・中枢神経症状（意識障害、けいれん発作） ・肝・腎機能障害 ・血液凝固異常	医療機関への救急搬送が必要。 入院治療の上、Active Coolingを含めた集学的治療を考慮して行う。	
Ⅳ度	深部体温が40度以上でかつ、意思疎通ができない	医療機関への救急搬送が必要。 Active Coolingを含めた早急な集学的治療を行う。	

職場における熱中症による休業 4 日以上死の死傷者数は、2023年において産業全体では1,106人（内死亡者数31人）、その中で農業に関するものについては、27人で2.4% 内死亡災害は 4 人で12.9%を占めています。

農業は、屋外での作業が多いことや、高温多湿のハウス内での作業もあることから、夏季において熱中症が発生しやすくなる傾向にあります。

WBGT値（暑さ指数）

暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数として、WBGT値があります。

WBGT値とは、人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射（ふくしゃ）など周辺の熱環境、③気温の 3 つを取り入れた指標です。

WBGT値が高ければ高いほど、熱中症になりやすくなります。

WBGT値は、黒球付きのWBGT測定器（日本産業規格JIS Z 8504又はJIS B 7922適合）で測定します。

この測定器がない場合は、環境省熱中症予防情報サイト（https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php）からWBGT予測値・実況値を確認できます。

農作業と暑さ指数

WBGT値が基準値を超える（おそれがある）場所（高温多湿作業場所）では、熱中症にかかる可能性が高くなりますので、まず、WBGT値を作業中に測定するよう努める必要があります。

測定したWBGT値を、下表のWBGT基準値と比較し、高温多湿作業場所には、次の対策を講じる必要があります。

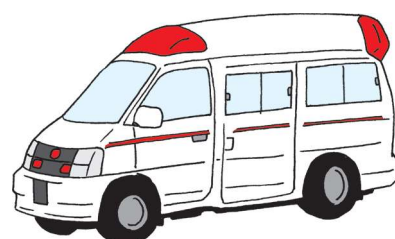
- ① 「直射日光・照り返しを遮ることができる簡易な屋根」、「通風・冷房の設備」などにより、WBGT値の低減を図ること
- ② 高温多湿作業場所の近隣に、冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所を設けること
- ③ 高温多湿作業場所やその近隣に、氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの、身体を適度に冷やすことのできる物品や設備を設けるよう努めること
- ④ 水分・塩分の補給を、定期的、かつ容易に行えるよう、高温多湿作業場所に、飲料水の備え付けなどを行うこと

身体作業強度	作業の例	暑さ指数（WBGT） 基準値
安静	安静	33 (暑さに慣れていない人は32)
軽作業	・楽な座位、立位、軽い手作業（書く、簿記など） ・手及び腕の作業（点検、組み立てや軽い材料の区分け） ・腕と足の作業（普通の状態での乗り物の運転、足のスイッチやペダルの操作）	30 (暑さに慣れていない人は29)
中程度の作業	・トラクターや重機の操作、草むしり、果物や野菜を摘む ・軽量の荷車や手押し車を押したり引いたりする	28 (暑さに慣れていない人は26)
激しい作業	・シャベルを使う、草刈り、掘る、のこぎりをひく ・重い荷物の荷車や手押し車を押したり引いたりする	25 (暑さに慣れていない人は22)
極めて激しい作業	・激しくシャベルを使ったり掘ったりする、斧をふるう、階段を上る、走る	23 (暑さに慣れていない人は18)



令和 6 年 7 月10日付け農林水産省農産局技術普及課生産資材対策室長事務連絡「農作業中の熱中症対策の更なる徹底について」及び日本産業規格Z8504（熱環境の人間工学—WBGT（湿球黒球温度）指数を用いた熱ストレスの評価）附属書A「WBGT熱ストレス指数の基準値」を基に作成。

意識がない場合、自力で水が飲めない場合、応急処置を行っても症状が改善しない場合は、すぐに医療機関で診察を受けるようにしてください。



農業関係職種で腰痛を予防するには、作業・作業環境・健康の3つの管理と労働衛生についての教育を総合的・継続的に実施することが重要です。

特に、作業管理については、次のことが有効な対策となります。

① 自動化、省力化

腰に負担がかかる重量物を取り扱う作業、不自然な姿勢を伴う作業では、機械による作業の自動化を行うこと。それが困難な場合は、台車などの道具や補助機器を使うなど作業者の負担を減らす省力化を行うこと。

② 作業姿勢、動作

作業対象にできるだけ身体を近づけて作業すること。不自然な姿勢を取らざるを得ない場合は、前屈やひねりなど、その姿勢の程度をなるべく小さくし、頻度と時間を減らすこと。

作業台や椅子は適切な高さに調整すること。

作業台は、ひじの曲げ角度がおよそ90度になる高さとする。

③ 作業の実施体制

作業時間、作業量などを設定する際は、作業をする人数、内容、時間、重量、自動化・省力化の状況などを検討し、腰に過度の負担がかかる作業は、無理に1人ではさせないこと。

④ 作業標準の策定

作業の姿勢、動作、手順、時間などについて、作業標準を策定する。作業標準は、作業者の特性・技能レベルなどを考慮して定期的に確認すること。また、新しい機器・設備を導入したときにも、その都度、見直すようにすること。

⑤ 休憩・作業量、作業の組合せ

適宜、休憩時間を設け、その時間には姿勢を変えるようにすること。

不自然な姿勢を取らざるをえない作業や反復作業などを行う場合には、他の作業と組み合わせるなど、できるだけ連続しないようにすること。



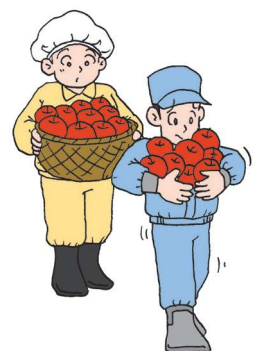
台車で運ぶ



腰を落として持ち上げる



荷を体に近づけて持つ



工夫して運ぶ



小分けして運ぶ

蜂刺症

夏の農作業で留意すべきものに蜂刺されがあります。通常の作業で入らない草むらの除草時など巣に気が付かず蜂に刺される場合があります。

刺す蜂の中で怖いのはスズメバチとアシナガバチであり、特にスズメバチは攻撃性も強いです。蜂は巣に接近すると、警戒態勢をとって威嚇し、巣に刺激を加えると、攻撃してきます。

日本における蜂刺されによる死亡者数は、2023年で21名となっています。

日本における蜂刺されによる死亡者数

(単位：人)

区 分	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
蜂刺され死亡者数	11	13	15	20	21

出典：厚生労働省人口動態調査

蜂に刺された場合アナフィラキシーショック※により危険な状態に陥ることもあります。

※薬物等のアレルギー反応で極めて短時間（数分～30分以内）に起きる呼吸困難や血圧低下などの生死に関わる重篤な症状を伴うものをいいます。

アナフィラキシーショックの症状

	全身性	呼吸器系	循環器系	消化器系	神経系	皮膚
自覚症状	・不安 ・無力感	・呼吸困難 ・しめつけ感	・動悸	・吐き気 ・腹痛 ・便意 ・尿意	・めまい ・しびれ ・耳鳴り	・全身の腫れ ・かゆみ
他覚症状	・冷汗	・くしゃみ ・ゼーゼーという呼吸音 ・呼吸困難	・血圧低下 ・脈が弱い ・脈が速い	・嘔吐 ・下痢 ・糞便、尿の失禁	・けいれん ・意識障害	・全身性のじんましん ・全体的に蒼白い



蜂に刺されたときには、次の処置を行う必要があります。

- ① 刺された現場から離れ、速やかに毒吸引器等で毒を絞り出すこと。
- ② 毒の回りを遅くするため、患部を冷水で冷やすこと。
- ③ 刺されたところに、抗ヒスタミン軟膏^{こう}を塗ること。
抗ヒスタミン錠剤の処方を受けている人は、服用すること。
- ④ 発疹、咳、目がくらむなどの症状が出たら、速やかに医療機関に運ぶこと。
- ⑤ 患者を移送するときは、担架で救急車まで運ぶこと。自力歩行させたり、背負ったりしないこと。

マダニ媒介感染症

マダニに咬まれることで重症熱性血小板減少症候群（SFTS）、ダニ媒介脳炎、日本紅斑熱、つつが虫病、ライム病などに感染することがあります。

マダニの特徴などについては、次のとおりです。

① マダニの分布

マダニは室内にいるダニ（コナダニやヒョウヒダニなど）とは異なり、主に森林や草地などの屋外に生息しています。市街地周辺でも見られることがあり、日本では全国的に分布しています。畑での農作業、茂みでの草刈り時にはマダニにかまれる危険があります。

② マダニの活動時期

マダニは春から秋にかけて活動が活発になります。しかし、温暖な地域では、活動は鈍るものの、冬でもマダニは活動しているので、注意が必要です。

③ 予防の方法

マダニによる感染症を予防するためには、マダニに咬まれないことです。

草むらや山など、マダニが多く生息する場所に行く場合には、腕、足、首など肌の露出をできるだけ少なく、またマダニが入り込む隙間のない服装により作業すること。

マダニに咬まれたら

マダニ類の多くは、皮膚にしっかりと口器を突き刺し、長時間（数日から長いものでは10日間程度）吸血する。マダニに咬まれた直後は痛みもないため、自覚症状がなく、気づかないことが多いです。

しかし、咬まれて2～3日すると、吸血によりマダニのサイズが大きくなり、掻痒感、違和感、灼熱感、軽度の痛みなどが生じることがあります。

マダニが身体に付いていたら

マダニに咬まれていることに気づいたら、無理に引き抜こうとすると、マダニの一部が皮膚内に残ったり、虫体を潰してしまうことにより虫体内のウイルスや細菌を人体へ注入してしまう可能性があるため、医療機関（皮膚科又は外科）で処置してもらうこと。

マダニに咬まれた後は

マダニに咬まれた場合は、3週間ほど、発熱や倦怠感、発疹、関節の痛み、腹痛や下痢等の症状がでないか、経過観察すること。もし、症状が出現した場合は、早めに医療機関を受診し、医師にマダニに咬まれたこと（いつ、どこで、体のどこの部分を等）を告げること。

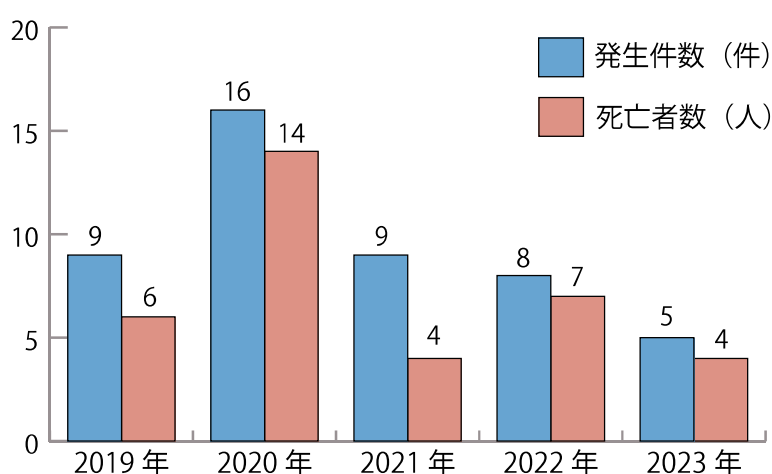
参考：農林水産省生産局農産部技術普及課長「農作業におけるダニ刺咬に関する留意事項について」平成25年2月25日付24生産第2933号

酸素欠乏症等災害の発生状況

毎年一定数の酸素欠乏症及び硫化水素中毒の災害（酸素欠乏症等災害）が発生し、死亡者もでています。

酸素欠乏症等災害は致死率の非常に高い災害ですが、その原因は、事業者及び労働者の酸欠災害等に対する認識不足も一因となっています。作業環境測定、換気、送気マスク等の呼吸用保護具の使用等の措置を適正に講じることで発生を防止しましょう。

酸素欠乏症及び硫化水素中毒の災害発生状況



出典：厚生労働省ウェブサイト「酸素欠乏症・硫化水素中毒による労働災害発生状況」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05929.html

酸欠等危険場所等

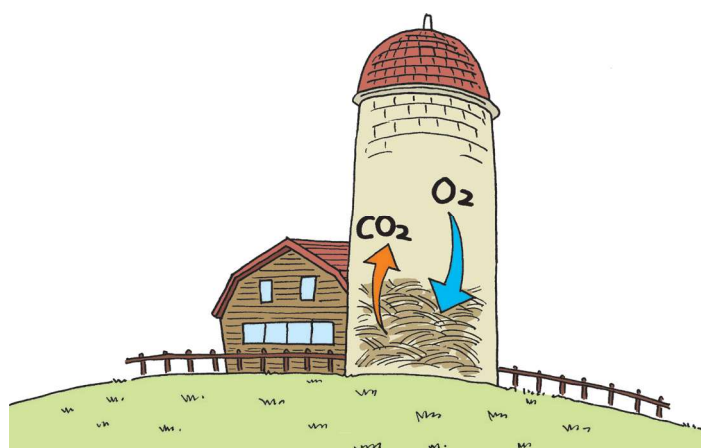
酸素欠乏等とは、空気中の酸素の濃度が18%未満又は空気中の硫化水素の濃度が100万分の10を超える状態をいいますが、農業関係職種で考えられる酸欠危険場所は、次のとおりです。

- ① 雨水等が滞留した又はしたことの槽、暗渠等の内部
 （地中の鉄の酸化や微生物による酸素消費による酸素欠乏の危険）



増殖した微生物の呼吸で酸素が薄くなる

- ② 穀類若しくは飼料の貯蔵、果菜の熟成、種子の発芽又はきのこ類の栽培のために使用しているサイロ、むろ、倉庫、船倉又はピットの内部（穀物等の呼吸による酸素消費）



牧草や飼料の呼吸

また、農業分野では、し尿、腐泥、汚水、パルプ液や、その他腐敗・分解しやすい物質を入れた（入れたことのある）タンク、槽、管、暗渠、マンホール、溝又はピットの内部において、腐敗・分解や硫酸還元菌により、硫化水素中毒が発生することが考えられます。



硫化水素発生

酸素欠乏症等災害の防止対策

- ① 酸素欠乏危険場所の事前確認
- ② 酸素欠乏作業主任者の選任
- ③ 酸素濃度・硫化水素濃度の測定
- ④ 酸欠作業に従事する作業員への特別教育の実施

※酸素欠乏危険場所における作業に係る業務に就かせる場合には、酸素欠乏等の発生の原因、症状、空気呼吸器等の使用の方法、事故の場合の退避及び救急蘇生^その方法等に係る特別教育の実施が必要です。

- ⑤ 換気
- ⑥ 保護具の使用
- ⑦ 応急措置
- ⑧ 二次災害の防止（救出時の空気呼吸器等の使用）
- ⑨ その他の対策

① コミュニケーションの充実

- 技能実習生とのコミュニケーションを図り、技能実習生の日本語能力や生活習慣の違いを踏まえ、無理のない作業計画の下で安全衛生対策を推進します。

② 安全衛生用語、安全標識等の理解度の促進

- 作業に係る安全衛生用語、安全標識等については、技能実習生がその内容を的確に理解できるよう、技能実習生の母国語による記載や絵図を利用します。

③ 入国直後における安全衛生教育の重要性

- 雇入れ時に労働災害事故が発生する傾向にあるので、作業に不慣れな技能修得段階における労働災害防止を図るため、雇入れ時の安全衛生教育が重要となります。
- 日本での作業の経験が十分でないことから、作業指示を行う場合には、指示の内容が理解できるよう、作業の仕方を実演しながら、丁寧に説明します。

④ 日々の安全衛生活動の実践

- 日本での作業経験がある程度積み、作業に慣れた場合でも、日々の安全衛生活動（5S、TBM、KYK）を実践します。

⑤ 緊急対応の発生時

- ふだんから技能実習生の日本語能力の向上を図るとともに、危険や禁止を表す日本語を十分理解できるよう教育します。また、緊急時の連絡方法（連絡先の掲示板の設置等）はあらかじめ周知・説明します。
- 事故が発生した場合には、大声で周囲に知らせるとともに、冷静に決められた行動をするよう日常的に指示します。

⑥ GAP認証への取組

- 日本では農業において、持続可能な食品安全、環境保全、労働安全衛生の確保のため、GAP（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）認証の取得に取り組んでいることを説明します。

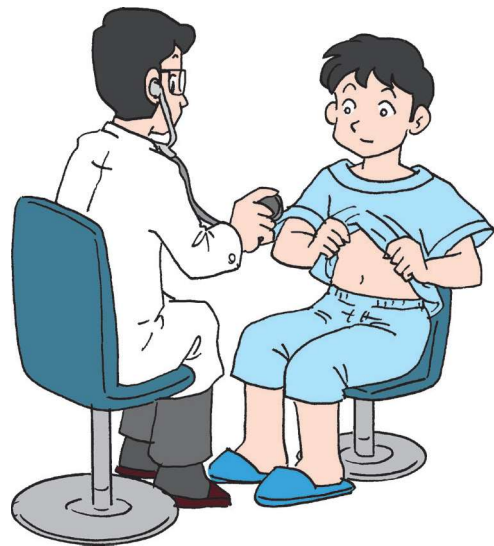
実習実施者の皆さまは、安衛法に基づいて技能実習生の健康診断を実施しなければなりません。

一般健康診断

技能実習生を新たに雇い入れる時、法令で定められた項目（下記事項）について健康診断を行わなければなりません。（安衛則第43条）

雇入時健康診断の項目は次の①～⑪です。

- ① 既往症及び業務歴
- ② 自覚症状及び他覚症状
- ③ 身長、体重、腹囲、視力及び聴力
- ④ 胸部エックス線検査
- ⑤ 血圧
- ⑥ 貧血検査（血色素量及び赤血球数の検査）
- ⑦ 肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTPの検査）
- ⑧ 血中脂質検査
- ⑨ 血糖検査
- ⑩ 尿検査（尿中の糖及び蛋白の検査）
- ⑪ 心電図検査



雇入時の健康診断は、労働者の適正配置と入職後の健康管理に資するものですが、最近の結核感染者の中で、外国出生の若年層が増加傾向にある現状から胸部エックス線検査を含む雇入時の健康診断を実施するに当たり結核の罹患の可能性も念頭に置いて実施する必要があります。

＜職場における感染症対策（結核）～結核患者が発生した場合の対応～＞

結核への対応は、感染症法に基づいて実施されます。医療機関等を除く通常の事業場では、結核患者が発生した場合に、潜在的結核感染者や結核患者を早期発見して対応することを主な目的とする接触者健診が基本となります。

基本的な対応は、保健所の指示に基づくこととなりますが、事業者としては、接触者の把握、従業員への説明、定期健康診断未受診者の受診勧奨、接触者健診の確実な実施が主な役割となります。

定期健康診断

常時使用する労働者（技能実習生）に対し1年以内毎に1回、定期的に、法令で定められた項目について健康診断を行う必要があります。（安衛則第44条）

定期健康診断の項目は次の①～⑪です。

- ① 既往症及び業務歴
- ② 自覚症状及び他覚症状
- ③ 身長、体重、腹囲、視力及び聴力
- ④ 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- ⑤ 血圧
- ⑥ 貧血検査（血色素量及び赤血球数の検査）
- ⑦ 肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTPの検査）
- ⑧ 血中脂質検査
- ⑨ 血糖検査
- ⑩ 尿検査（尿中の糖及び蛋白の検査）
- ⑪ 心電図検査

農業関係職種の技能実習生が被災した労働災害事例

最後に労働災害事例を紹介します。災害防止のために安全な作業方法を検討していただくとともに、末尾のチェックリストをご活用ください。

事例 1

収穫機を用いて収穫作業を行っていた技能実習生が、付着した根草を除去しようと収穫機の回転部分に手を入れたところ、手指を巻き込まれ負傷した。



災害防止のために

根草等のつまりの除去時は必ず機械の運転を停止するよう技能実習生にあらかじめ指導してください。なお、刃部がある場合は、耐切創手袋の着用や、除去に適切な道具を用いましょう。

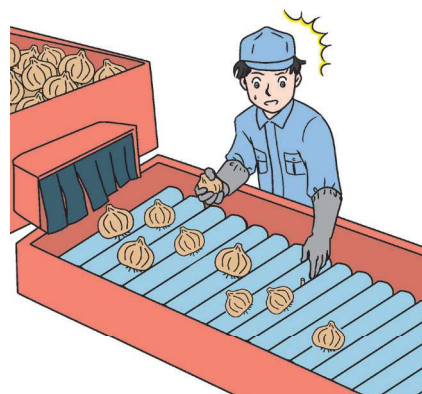
事例 2

たまねぎの選別作業を行っていた技能実習生が、回転しているローラー上に落ちた茎を取り除こうとしたところ、着用していた手袋がローラーに巻き込まれ、右手を負傷した。

災害防止のために

作業内容によっては手袋の着用が災害の原因となる場合がありますので、実習実施者において手袋の要・不要を適切に使い分けることを定め、技能実習生に適切に指導してください。

なお、除去する対象物の大きさなどの状況によっては、機械の運転を停止してから除去作業を行いましょう。



事例 3

定植機を用いてキャベツ苗の定植作業をしていた技能実習生が、定植機のクローラと車輪の間に挟まった小石を除去しようとして着用していた手袋を巻き込まれ、右手指を負傷した。

事例 4

粉碎機を用いて枯木の粉碎作業を行っていた技能実習生が、粉碎機に詰まった破片を足で蹴り出そうとしたところ、回転する刃部に巻き込まれ、左足指を負傷した。

事例 5

停止中の自動詰機の清掃作業を行っていた技能実習生が、誤って起動スイッチに触れてしまい、起動した自動詰機の可動部に右手を挟まれ負傷した。

事例 6

自動包装機の内部にロール状のビニール袋を装着する作業を行っていた技能実習生が、不意に起動した自動包装機の可動部に右手を挟まれ負傷した。

事例 7

包装機を用いてきのこの包装作業を行っていた技能実習生が、包装フィルムの乱れを直そうとしてフィルム圧着・切断部に右手を挟まれ負傷した。

事例 8

フォークリフトの爪部にロープをかけて木材を持ち上げ、技能実習生がその下に鉄パイプを敷設しようとしたところ、ロープが外れて木材が落下し、当該技能実習生が左手親指を負傷した。

事例 9

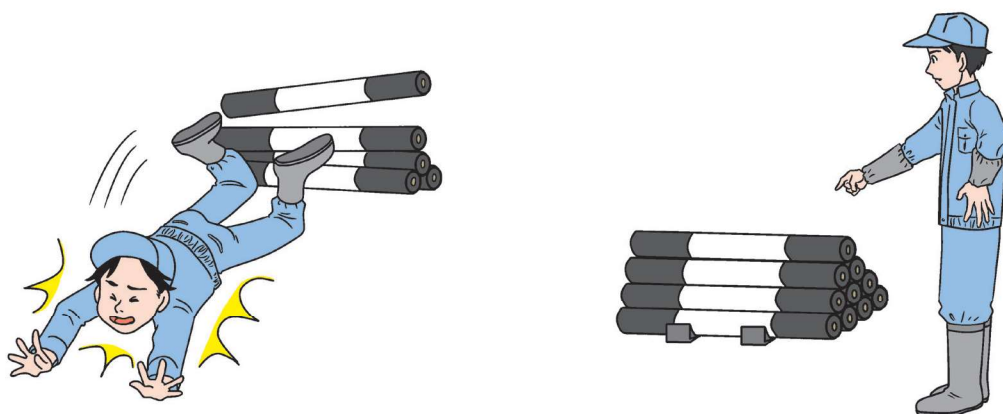
技能実習生が上に乗った状態の柵を油圧ショベルで吊り下げて移動させようとしたところ、バケットシリンダー部に当該技能実習生の足が挟まれ負傷した。

チェックしてみましょう

1	安全衛生の担当者を選任していますか。 (安全衛生推進者や安全推進者※など)	☐
2	機械・設備にカバーや安全装置は付いていますか。	☐
3	機械・設備が安全に使用できるように点検・修理等を実施していますか。	☐
4	作業場は整理整頓されていますか。	☐
5	安全に作業できるように、保護具を使用させていますか。 (安全靴、安全帯、手袋、ヘルメット、防毒マスク等)	☐
6	安全衛生教育を実施していますか。 (雇入れ時又は作業内容を変更した時など)	☐
7	作業手順を理解させていますか。 →どのように? ☐ 日本語で ☐ 母国語で ☐ 指導者がやってみせる	☐
8	労働災害防止のための指示等を理解できるように、必要な日本語や基本的な 合図を習得させていますか。	☐
9	労働災害防止のための標識、掲示等について、図解等の工夫でわかりやすく していますか。	☐
10	免許の取得や、技能講習の修了等が必要な業務を技能実習生に行わせる場合 に、当該免許の取得等を行わせていますか。	☐

※安衛法では、林業等の業種において常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場では「安全衛生推進者」を、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場では「安全管理者（資格者）」を選任することとされています。

農業はこれらの専任の対象外とはなりますが、技能実習における安全対策を図るため、安全対策推進を担当する者を「安全推進者」として選任し、5S 活動などを行うことを推奨します。



外国人技能実習機構 本部／地方事務所・支所の所在地

事務所名	管轄都道府県	〒	所在地	電話
本部	—	108-0022	東京都港区海岸 3-9-15 LOOP-X 3 階	03-6712-1523 (代表) 03-3453-8000 (コールセンター)
札幌事務所	北海道	060-0034	北海道札幌市中央区北 4 条東 2-8-2 マルイト北 4 条ビル 5 階	011-596-6445 (指導課)
仙台事務所	青森県、岩手県、 宮城県、秋田県、 山形県、福島県	980-0803	宮城県仙台市青葉区国分町 1-2-1 仙台フコク生命ビル 6 階	022-398-6126 (指導課)
東京事務所	栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、 山梨県	101-0041	東京都千代田区神田須田町 2-7-2 アーバンセンター神田須田町 4 階	03-6433-9971 (指導課)
水戸支所	茨城県	310-0062	茨城県水戸市大町 1-2-40 朝日生命水戸ビル 2 階	029-350-8856 (指導課)
長野支所	新潟県、長野県	380-0825	長野県長野市南長野末広町1361 ナカジマ会館ビル 6 階	026-217-3556 (代表)
名古屋事務所	静岡県、岐阜県、 愛知県、三重県	460-0008	愛知県名古屋市中区栄 4-15-32 日建・住生ビル 5 階	052-684-8412 (指導課)
富山支所	富山県、石川県、 福井県	930-0004	富山県富山市桜橋通り 5-13 富山興銀ビル11階	076-481-7560 (指導課)
大阪事務所	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	541-0043	大阪府大阪市中央区高麗橋 4-2-16 大阪朝日生命館 4 階	06-6210-3722 (指導課)
広島事務所	鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県	730-0051	広島県広島市中区大手町 3-1-9 広島鯉城通りビル 3 階	082-207-3126 (指導課)
高松事務所	徳島県、香川県	760-0023	香川県高松市寿町 2-2-10 高松寿町プライムビル 7 階	087-802-5850 (代表)
松山支所	愛媛県、高知県	790-0003	愛媛県松山市三番町 7-1-21 ジブラルタ生命松山ビル 2 階	089-909-4110 (代表)
福岡事務所	福岡県、佐賀県、 長崎県、大分県、 沖縄県	812-0029	福岡県福岡市博多区古門戸町 1-1 日刊工業新聞社西部支社ビル 5 階	092-710-4083 (指導課)
熊本支所	熊本県、宮崎県、 鹿児島県	860-0806	熊本県熊本市中央区花畑町 1-7 MY熊本ビル 8 階	096-223-6470 (指導課)

技能実習生安全衛生対策マニュアル＜農業関係職種＞

2019年 2 月初 版発行

2025年 3 月改訂版発行

著作・発行

外国人技能実習機構

〒108-0022 東京都港区海岸 3-9-15 LOOP-X 3 階

ウェブサイト <https://www.otit.go.jp/>

本書は2024年10月現在の法令に基づいて作成しています。